加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について

 27生産第2398号

 平成28年1月20日

 農林水産事務次官依命通知

この度、加工施設再編等緊急対策事業について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金等交付要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

以上、命により通知する。

加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金等交付要綱

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2398号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金及び加工施設再編等緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金の交付は、実施要綱第2の事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が 実施要綱別表の事業内容欄の1から5までに掲げる事業(以下「補助事業」という。) を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するため に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象 経費」という。)については、予算の範囲内で補助事業者に対して補助する。
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(流用の禁止)

- 第4 次の(1)から(3)までに掲げる流用をしてはならない。
 - (1) 別表1の区分欄のⅠ及びⅡに掲げる事業の相互間における流用
 - (2) 別表1の区分欄のIの経費欄の1及び2に掲げる事業の相互間における流用
 - (3) 別表1の区分欄のⅡの経費欄の1から4までに掲げる事業の相互間における流用

(申請手続)

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定による交付申請

書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2の事業名欄の1から4までに掲げる事業ごとの補助事業者の区分に従って、それぞれ同表の交付決定者欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に交付申請書正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、1の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、交付決定者が補助事業者に 対して別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5の1の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の 上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助事業者 に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から 15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、この要綱の各条項 を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、 一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付す ることが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすること ができる。
 - 3 補助事業者は、2により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第3条第1号の規

定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、 その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11 に定める軽微な変更の場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更の場合を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付決定者は、1の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更 し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13 適正化法第12条の規定による補助事業の遂行状況に関する報告に当たっては、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、交付決定者(交付決定者が農林水産大臣である場合にあっては農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官(以下「生産局長等」という。))が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
 - 2 交付決定者は、1に定める時期のほか、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、 その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を交付 決定者に提出しなければならない。
 - 2 第5の2ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第5の2ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号による消費税等相当額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15の1の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 交付決定者は、第14の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類 の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補 助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額 を確定し、補助事業者に通知するものとする。
 - 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命 ずるものとする。
 - 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合であって、かつ、この返還期限により難いときは90日)以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 交付決定者は、第10の1の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し 又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく交付決定者の 処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 交付決定者は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る 部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一 部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の 規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日まで

- の期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第15の 3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応 経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補 助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第18 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第5号の規定により大臣が定める財産は、 牛、馬、豚及びめん羊とする。
 - 3 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的 及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、 交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」 という。)とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 5 第17の2の規定は、4の規定による承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第19 補助事業者は、補助事業に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業に係る 収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、交付規則第3条第4号の規定に基づき、1の収入及び支出について の証拠書類又は証拠物を整備し、1の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年 度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等については、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の 処分制限期間中、1の帳簿及び2の証拠書類又は証拠物に加え、別記様式第7号によ る財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

別表1(第3、第4、第11関係)

| 区 分 | 経費 | 補助率 | 重 要 な 経費の配分の変更 | 変 更 事業の内容の変更 |
|--|--|--|---|--------------------------------------|
| I 国産農畜産物・食農連携強化対策事補助金 加工施設有 事業推進費 加金 | 加工施設再編等緊急対策事業 推進費 補助事業者が実施要綱に基 づいて行う事業に係る次の1 及び2に掲げる経費 1 契約済麦の引取円滑化 | 定在がるっにとなる。というでは、等めあ別額 | 1 事業費の30%を超える増又 は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30 %を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費欄の1及び2に掲げる 経費の相互間における経費の増減 | 1 補助事業者の名称 の変更 2 事業の中止又は廃 止 |
| II 国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金 加工施設再編等緊急対策事業費補助金 | 2 再編合理化等推進事業 加工施設再編等緊急対策事業費 補助事業者が実施要綱に基づいて行う事業に係る次の1から4までに掲げる経費 1 食肉処理施設再編合理化事業(1)食肉処理施設の廃棄 (2)食肉処理施設の廃棄 2 製粉工場等の廃棄・撤去(2)製粉工場等の体質強化(3)製粉工場等の多角化 | 定額 1/2 生がるっにと 1/2 生がるっにと 以だ局に合はめる 内だ局に合はめる 内し長定に、る。 内し長定に、る。 | 1 同一の施設及び設備の設計 単位ごとに次に掲げる変更 (1)事業費の30%を超える増 又は国庫補助金の増 (2)事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 (3)事業費又は国庫補助金の それぞれの経費の相互間 における30%を超える増 減 (4)工事雑費以外の経費から 工事雑費への流用 2 経費欄の1から4までに掲 げる経費の相互間における経 費の増減 | 1 補助事業者の名称 の変更 2 事業の中止又は廃 止 |

| 区 分 | 経費 | 補助率 | 重 要 な 変 更 | |
|-----|----|---|--|--|
| | | | 経費の配分の変更事業の内容の変更 | |
| | | 3 精製糖工場等再編合理化 事業 (1)精製糖工場等の合理化 (2)精製糖工場等の高度化 | ただし、 生産局長等 | |
| | | 4 乳業工場機能強化事業(1)製造ラインの転換 | 1/2以内 ただし、 生産局長等 が別に定め る場合に あっては、別に定める額 とする。 | |

別表2 (第5関係)

| | 事業名 | 補助事業者の区分 | 交 付 決 定 者 |
|--|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 1 食肉処理施設の再編合理化事業2 乳業工場の機能強化事業 | | 左欄に掲げる事業を実施する補 助事業者のうち以下の区分以外 のもの | 補助事業者の主たる事務所の所 在地を管轄する地方農政局長 |
| | | 北海道に補助事業者の主たる事 務所が所在する補助事業者 | 農林水産大臣 |
| | | 沖縄県に補助事業者の主たる事 務所が所在する補助事業者 | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 3 4 | 製粉工場等の再編合理化事業 精製糖工場等の再編合理化事業 | 左欄に掲げる事業を実施する補 助事業者 | 農林水産大臣 |